

秋田市上町まちづくり景観形成重点地区計画策定等業務委託に係る公募型プロポーザル審査項目表

| 評価項目 | | | 配点 | | | | 主な評価のポイント | 備考 | | | |
|----------------|--------------|---|------|------|------|-----------------------------------|---|--|--|------------------------------|--|
| | | | 一次審査 | 一次詳細 | 二次審査 | 二次詳細 | | | | | |
| 会社実績 | 会社実績 | 景観計画及びそれに類似した計画の策定業務実績 | 10 | 5 | 10 | 5 | 景観計画及びそれに類似した計画の策定業務を受注した実績があり、本業務を円滑に進めることができるか。 | 実績については、地方公共団体が発注したもので、現在受注中の業務も含む。この表において以下同様。 | | | |
| | | 景観形成重点地区計画の策定業務実績 | | 5 | | 5 | 景観形成重点地区計画の策定業務を受注した実績があり、本業務を円滑に進めることができるか。 | | 重点地区を追加することを目的とした既存計画の改定業務も含む。この表において以下同様。 | | |
| 実施体制 | 管理技術者 | 景観計画及び景観形成重点地区計画、その他類似する計画策定業務の担当実績 | 30 | 5 | 30 | 5 | 本業務に必要な実績を有しているか。また、業務実績に基づく経験や知識を生かし、本業務を円滑に進めることができるか。 | 本プロポーザルの審査で評価する資格は、技術士(総合技術監理部門/建設一都市及び地方計画)または技術士(建設部門/都市及び地方計画)、RCM(都市計画及び地方計画部門)に限るものとする。この表において以下同様。 | | | |
| | | 技術者の保有資格 | | 5 | | 5 | 本業務の管理技術者となるために、仕様書に定められた資格を保有しているか。 | | | | |
| | 照査技術者 | 景観計画及び景観形成重点地区計画、その他類似する計画策定業務の担当実績 | | 5 | | 5 | 本業務に必要な実績を有しているか。また、業務実績に基づく経験や知識を生かし、本業務を円滑に進めることができるか。 | | | | |
| | | 技術者の保有資格 | | 5 | | 5 | 本業務の照査技術者となるために、仕様書に定められた資格を保有しているか。 | | | | |
| | 主たる担当技術者 | 景観計画及び景観形成重点地区計画、その他類似する計画策定業務の担当実績 | | 5 | | 5 | 本業務に必要な実績を有しているか。また、業務実績に基づく経験や知識を生かし、本業務を円滑に進めることができるか。 | | | | |
| | | 手持ち業務の件数 | | 5 | | 5 | 本業務に注力できる状況であること。 | | 令和6年8月1日時点で、担当技術者となっている国及び地方公共団体等から受注した契約金額500万円以上の業務を対象とする。 | | |
| 企画提案・プレゼンテーション | 企画提案 | <テーマ①> 法令・上位計画・他の計画・他の重点地区との整合・連携に関する手法及び本業務対象エリアの地域・景観特性の調査・分析・課題抽出手法 | 80 | 15 | 15 | 15 | ・上町地区の現状や課題等を適切に理解できているか。 ・上位計画や関連計画、既存の重点地区等との整合及び連携が取れた提案か。 ・上町地区の地域及び景観特性、課題を把握するために有効な手法が提案されているか。また、提案された調査・分析等各手法の導入実績があるか。 | まちづくり計画…①まちづくりの基本理念、テーマ、基本方針の整理、②賑わい創出の方策検討、③街並み形成の検討 景観形成重点地区計画…①景観形成上の課題の整理、②重点地区の設定、③景観形成重点地区計画基準の検討、④支援策の検討 | | | |
| | | <テーマ②> まちづくり計画・景観重点地区計画の策定における区域設定及び施策の提案 | | | | 15 | ・座談会及び協議会の意見を反映させ、独自性のある計画を策定できる提案となっているか。 ・区域の設定に対する手法や考え方が実現可能なものであり、住民及び行政が、継続的に良好な景観形成に取り組むことができるような工夫がされているか。 ・策定する計画がわかりやすく読みやすい構成となる工夫がされているか。 | | | | |
| | | <テーマ③> まちづくり座談会・まちづくり推進協議会等における運営・合意形成に関する手法 | | | | 15 | ・座談会の開催回数が適切で、地区住民の意見把握や合意形成手法のプロセスに具体性があり、参加者の意見を効率的かつ十分に反映できるものであるか。また、提案された各手法について、過去の受注業務において導入し、有効に機能した実績があるか。 ・幅広い年代の意見を取り入れる手法が提案できているか。 ・座談会及び協議会の経過を地区住民と共有できる手法が取られているか。 ・学識経験者との連携について、その人選・関わり方が地元町会の意向を反映できる余地があるか。 | | | | |
| | | <テーマ④> 追加提案(独自の提案や、アピールポイントなど) | | | | 15 | ・独自の提案や工夫が示されており、具体的かつ実現可能な内容であるか。 ・策定過程において、施策の効果等を視覚的にイメージしやすくするため、3D都市モデル等のデジタル技術の活用がされているか。 | | | | |
| | 本業務に対する取組姿勢 | 10 | | | | 企画提案を通じて本業務に対する意欲や誠実さが感じられるか。 | | | | | |
| | 本市・本業務に対する理解 | 10 | | | | 本市及び本業務、本業務の対象地区について、適切な理解をしているか。 | | | | | |
| | プレゼンテーション | 提案内容の説明の評価 | | | | 20 | 10 | | 提案内容が的確に説明されているか。 | | |
| | | 質問に対する回答の評価 | | | | 10 | 10 | | 審査員からの質問に対し、的確な回答ができているか。 | | |
| | 業務実施工程表 | 業務実施工程 | | | | 業務実施工程の評価 | 5 | | 5 | 協議会・座談会の開催頻度等が適切か。 | |
| | 見積書・積算内訳 | 見積の妥当性 | | | | 参考見積額の評価 | 15 | | 15 | 業務内容及び提案内容に対し、妥当な見積額となっているか。 | 見積額が本事業提案における実施費用上限額である13,000千円を超えている場合は失格とする。 |
| 合計 | | | 40 | 40 | 160 | 160 | | | | | |